

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

### 2 調査の範囲及び対象

#### (1) 調査対象の範囲

##### ア 地域

全国

##### イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業（「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（家事サービス業を除く）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）

#### (2) 調査対象

##### ア 事業所調査

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）における事業所を母集団とし、上記

(1) イに掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査対象とした。

##### イ 個人調査

上記アの事業所調査の対象の事業所において就業している労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者を調査対象とした。

### 3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 17,435 事業所 有効回答数 8,820 事業所 有効回答率 50.6%

(2) 個人調査 調査対象数 23,060 人 有効回答数 14,076 人 有効回答率 61.0%

### 4 調査の対象期間及び実施期間

令和 6 年 10 月 1 日現在の状況について、事業所調査は令和 6 年 9 月 17 日から 10 月 18 日までの間に、個人調査は令和 6 年 10 月 21 日から 11 月 30 日までの間に実施した。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所調査

##### ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数、事業所の形態

(イ) 労働者派遣事業の有無、派遣労働者数

(ウ) 労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

- (エ) 就業形態、性別労働者数
  - (オ) 請負労働者の有無、請負労働者数
  - (カ) 物の製造を行っている請負労働者の有無及び請負労働者数
  - イ 労働者比率等の変化
    - (ア) 3年前と比較した正社員数の変化
    - (イ) 3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態
    - (ウ) 正社員以外の労働者比率の変化の予測、今後比率が上昇すると思われる就業形態
  - ウ 正社員以外の労働者を活用する理由
  - エ 正社員以外の労働者の活用上の問題点
  - オ 就業形態別各種制度の適用状況
- (2) 個人調査
- ア 個人の属性
    - (ア) 性、年齢階級
    - (イ) 最終学歴または現在の在学状況
    - (ウ) 同居家族の有無及び同居家族の続柄、同居している子どもの人数及び末子の年齢階級
    - (エ) 主な収入源
  - イ 就業の実態
    - (ア) 現在の就業形態及び在籍期間
    - (イ) 雇用期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の変更希望の有無
    - (ウ) 現在の職種
    - (エ) 正社員以外の労働者の現在の就業形態を選択した理由
    - (オ) 最終学校卒業後の就業形態、正社員及び出向社員以外の就業形態で働いた通算期間
    - (カ) 今後の働き方、今後の就業形態に対する希望
    - (キ) 正社員になりたい理由
  - ウ 賃金等の実態
    - (ア) 賃金額を算定する際の基礎となる給与形態
    - (イ) 令和6年9月の賃金総額（賃金階級）
    - (ウ) 平均的な1週間の実労働時間数（時間数階級）、実労働時間数に対する希望、希望する1週間の実労働時間数（時間数階級）
  - エ 各種制度、満足度
    - (ア) 現在の会社における各種制度の適用状況及び適用希望状況
    - (イ) 現在の職場での満足度
  - オ 令和6年9月の兼業の有無

## 6 調査方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査対象事業所に調査票（事業所票）を郵送。調査対象事業所は記入済み調査票を厚生労働省に郵送またはオンラインで回答。

### (2) 個人調査

厚生労働省が回収した事業所票をもとに、厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査対象労働者数を算出。当該民間事業者から事業所調査の対象事業所に調査票（個人票）を発送し、事業所調査の対象事業所が調査対象となる労働者の抽出及び個人票を配布。

調査対象労働者は記入済み調査票を厚生労働省に郵送またはオンラインで回答。

## 7 調査機関

### (1) 事業所調査

調査票の配布：厚生労働省 － 民間事業者 － 報告者

調査票の回収：報告者 － 厚生労働省

### (2) 個人調査

調査票の配布：厚生労働省 － 民間事業者 － 事業所調査対象事業所 － 報告者

調査票の回収：報告者 － 厚生労働省

## 8 集計方法

回収した調査票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室で記入不備や記入誤り等を点検し、回答内容が明らかに誤っていると考えられる場合は、合理的と考えられる範囲で必要な補正を行い、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計した。

## 9 標本抽出方法

### (1) 母集団及び抽出枠

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び個人を母集団とし、事業所の抽出枠には事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）における事業所名簿を使用した。

### (2) 抽出方法

#### ア 事業所調査

産業（19区分）、事業所規模（5区分）別に層化無作為抽出（重複是正措置実施）。

#### イ 個人調査

上記アの対象となる事業所に就業している労働者から、就業形態（正社員、派遣労働者、パートタイム労働者、契約社員、嘱託社員、出向社員、臨時労働者、その他）別に無作為に抽出。

### (3) 目標精度

#### ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する事業所割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね3.8%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

$C$ ：標準誤差

$N$ ：母集団事業所数

$n$ ：標本事業所数

$p$ ：ある属性を持つ事業所の割合（=0.5）

## イ 個人調査

産業、事業所規模、就業形態別（6区分）の各区分において、ある属性をもつ労働者の割合の標準誤差が、正社員、派遣労働者、パートタイム労働者については概ね6.0%以内、契約社員、嘱託社員、その他については概ね6.3%以内になるように設定した。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right)S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right)p(1-p)}$$

$C$ ：標準誤差

$M$ ：母集団事業所数

$m$ ：事業所調査における標本事業所数

$N$ ：母集団労働者数

$n$ ：個人調査における標本労働者数

$S$ ：ある属性をもつ労働者の割合の事業所間標準偏差（=0.3）

$p$ ：ある属性をもつ労働者の割合（=0.5）

## 10 結果の推計及び標準誤差

### (1) 事業所調査における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, 2, \dots, H$ ：層（事業所規模、産業別）

$M_h$ ：層 $h$ における母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^H M_h$$

ただし、 $M_h < m_h$ となる層がある場合は、 $M_h = m_h$ とした。また、母集団事業所数が存在するが標本事業所数が存在しない場合（ $m_h$ が0の場合）は $M_h$ の値も0とした。

$m_h$ ：層 $h$ における回答事業所数

$x_{hi}$ ：層 $h$ における第 $i$ 番目（ $i = 1, 2, \dots, m_h$ ）の回答事業所のある属性の有無（属性があれば「1」、なければ「0」）

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^H \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

で算出した。ただし、 $M_h < m_h$ となる層がある場合は、 $M_h/m_h = 1$ として算出した。

### (2) 個人調査における推計方法

個人調査は、事業所調査に回答のあった事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業し

ている労働者を第2次抽出単位とする二段無作為抽出であるため、「ある属性を有する労働者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$g = 1, 2, \dots$  : 労働者の性×就業形態（性2区分×就業形態8区分=16区分、空白は男女・就業形態計を表す。）

$G$  : 性×就業形態 $g$ の任意の和集合（例えば、正社員（男女計）、女（就業形態計）、男・正社員、男女・就業形態計など）

$N_{hi}^g$  : 層 $h$ における第 $i$ 番目（ $i = 1, 2, \dots, m_h$ ）の回答事業所における性×就業形態 $g$ の労働者の総数

まずは、事業所調査による層 $h$ における性×就業形態 $g$ の労働者数の推計値 $\hat{S}_h^g$ 及び層計における性×就業形態 $g$ の労働者数の推計値 $\hat{S}^g$ をそれぞれ、以下により算出した。

$$\hat{S}_h^g = \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}^g, \quad \hat{S}^g = \sum_{h=1}^H \hat{S}_h^g$$

$n_{hi}^g$  : 層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所のうち、個人調査に回答した性×就業形態 $g$ の労働者数（ただし、層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所から個人調査に回答した労働者がいない場合は「0」）

$x_{hip}^g$  :  $n_{hi}^g$ のうち第 $p$ 番目に個人調査に回答した労働者のある属性の有無（属性があれば「1」、なければ「0」）

$r_h^g$  : 層 $h$ における労働者調査による性×就業形態 $g$ の労働者数の推計値に対する層 $h$ における事業所調査による性×就業形態 $g$ の労働者数の推計値の比率、すなわち

$$r_h^g = \hat{S}_h^g / \left( \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} 1 \right)$$

次に、ある属性を有する労働者数の推計値 $\hat{T}_x$ 及び総労働者数の推計値 $\hat{T}_y$ をそれぞれ以下により算出した。

$$\hat{T}_x = \sum_{g=1}^G \hat{T}_x^g, \quad \hat{T}_y = \sum_{g=1}^G \hat{T}_y^g$$

$$\hat{T}_x^g = \sum_{h=1}^H r_h^g \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} x_{hip}^g, \quad \hat{T}_y^g = \sum_{h=1}^H r_h^g \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} 1$$

（ただし、 $n_{hi}^g = 0$ の場合は、 $\frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} x_{hip}^g = \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} 1 = 0$ とした。）

なお、 $N_{hi}^g < n_{hi}^g$ となる事業所がある場合は、 $N_{hi}^g/n_{hi}^g = 1$ として算出したため、必ずしも $\hat{T}_y^g$ と $\hat{S}^g$ は一致しない（ $\hat{T}_y^g \neq \hat{S}^g$ ）。

このとき、「ある属性を有する労働者の割合」の推計値 $\hat{R}_x$ は、

$$\hat{R}_x = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y}$$

で算出した。

### (3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

#### ア 事業所調査

(1) で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^H M_h (M_h - m_h) \left( \frac{\text{Var}(x_h)}{m_h} \right)$$

で算出した。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad , \quad \text{Var}(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

#### イ 個人調査

(2) で掲げた「ある属性を有する労働者割合」の推計値 $\hat{R}_x$ の分散の推計値 $\hat{V}(\hat{R}_x)$ は、

$$\hat{V}(\hat{R}_x) = \hat{R}_x^2 \sum_{h=1}^H r_h^2 \left\{ \left( \frac{M_h}{\hat{N}} \right)^2 \left( \frac{1}{m_h} - \frac{1}{M_h} \right) \left( \frac{\text{Var}(T_{xh})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(T_{yh})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{xh}, T_{yh})}{T_x T_y} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left( \frac{N_{hi}}{\hat{N}} \right)^2 \left( \frac{1}{n_{hi}} - \frac{1}{N_{hi}} \right) \left( \frac{\text{Var}(X_{hi})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(Y_{hi})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y} \right) \right\}$$

で算出した。ただし、

$h = 1, 2, \dots, H$  : 層（事業所規模、産業、性、就業形態別）

$N_{hi}$  : 層  $h$  における第  $i$  番目 ( $i = 1, 2, \dots, m_h$ ) の回答事業所におけるある性、就業形態の労働者の総数

$n_{hi}$  : 層  $h$  における第  $i$  番目の回答事業所のうち個人調査に回答したある性、就業形態の労働者数（ただし、層  $h$  における第  $i$  番目の回答事業所から個人調査に回答した労働者がいない場合は「0」）

$X_{hip}$  :  $n_{hi}$  のうち第  $p$  番目に個人調査に回答したある性、就業形態の労働者のある属性の有無（属性があれば「1」、属性がなければ「0」）

$Y_{hip}$  : 層  $h$  における第  $i$  番目の回答事業所の第  $p$  番目のある性、就業形態の回答労働者数 (= 1 人)

$r_h$  : 層  $h$  における個人調査による、ある性、就業形態の労働者の推計値  $\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip}$

に対する層  $h$  における事業所調査による、ある性、就業形態の労働者の推計値

$\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}$  の比率

$$r_h = \left( \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi} \right) / \left( \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip} \right)$$

$$\hat{N} = \sum_{h=1}^H r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$T_x = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^H r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip}, \quad T_y = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^H r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$\overline{T_{x_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}}, \quad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip}, \quad \overline{X_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip},$$

$$\overline{T_{y_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}}, \quad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip}, \quad \overline{Y_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$\text{Var}(T_{x_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})^2, \quad \text{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{p=1}^{n_{hi}} (X_{hip} - \overline{X_{hi}})^2,$$

$$\text{Var}(T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}})^2, \quad \text{Var}(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{p=1}^{n_{hi}} (Y_{hip} - \overline{Y_{hi}})^2,$$

$$\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}}) (T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}}),$$

$$\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{p=1}^{n_{hi}} (X_{hip} - \overline{X_{hi}}) (Y_{hip} - \overline{Y_{hi}}),$$

である。

(ただし、 $M_h < m_h$  となる層がある場合は、 $M_h/m_h = 1$  とした。

$N_{hi} < n_{hi}$  となる事業所がある場合は、 $N_{hi}/n_{hi} = 1$  とした。

$n_{hi} = 0$  の場合は、 $\frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip} = 0$  とした。)

(4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度の結果は、次の表の通りである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産業	事業所票		事業所票	
	パートタイム労働者		正社員以外の労働者	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	65.9	0.9	82.3	0.8
鉱業，採石業，砂利採取業	24.0	3.0	61.7	3.6
建設業	24.5	3.0	50.0	3.6
製造業	61.3	1.9	81.1	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	44.6	2.7	83.7	2.2
情報通信業	36.9	3.2	73.8	3.1
運輸業，郵便業	47.6	3.1	73.4	2.9
卸売業，小売業	68.0	2.6	83.4	2.1
金融業，保険業	52.5	3.7	78.5	3.2
不動産業，物品賃貸業	61.6	4.0	77.7	3.5
学術研究，専門・技術サービス業	50.1	3.4	73.1	3.2
宿泊業，飲食サービス業	88.0	3.3	93.6	2.5
生活関連サービス業，娯楽業	77.9	3.5	85.4	3.0
教育，学習支援業	77.8	2.6	92.2	1.8
医療，福祉	84.7	2.4	93.4	1.7
複合サービス事業	48.0	3.1	87.3	2.2
サービス業（他に分類されないもの）	57.7	3.0	80.1	2.5

注) 事業所票は、「パートタイム労働者を雇用している事業所の割合」、「正社員以外の労働者を雇用している事業所の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

就業形態	個人票	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
正社員	69.1	0.7
契約社員	73.4	1.4
嘱託社員	65.3	1.0
出向社員	60.4	2.2
派遣労働者	58.3	1.9
臨時労働者	68.4	4.4
パートタイム労働者	72.6	1.1
その他の	63.8	1.7

注) 個人票は、「仕事内容・やりがいについて満足またはやや満足している労働者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

11 調査票  
(事業所票)



**政府統計**  
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
1	2	3

政府統計コード  
調査対象者ID  
初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくと便利です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)
4

←法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」やマイナンバー(個人番号)を記入しないようご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

※貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
  - この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
  - 特に断りのない限り、**令和6年10月1日**現在の状況について記入してください。
  - 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
  - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
  - 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **1 4 5**人)
  - 記入が終わった調査票は、**令和6年10月18日(金)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。※調査票をオンラインで提出する場合は、**令和6年10月18日(金)**までに回答を送信してください。(紙調査票の返信は不要です)

I. 貴事業所について

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者数(注1)**は何人ですか。

1,000人以上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人	5~29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1)常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- 期間を定めて雇われている者
- 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

- 貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)
- 貴事業所が派遣先の場合、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

## 記入要領

問2(2)

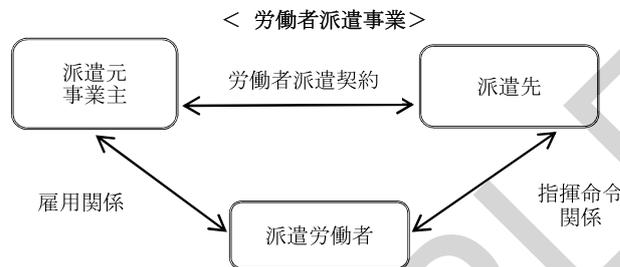
### 注2 事業所の形態

同一事業所に工場と営業所など（本部、支部、売店等）がある場合には、主たる機能又はその総売上高の最も多いものを選択します。総売上高が同じ場合、又は総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者数の最も多い部門を選択してください。

問2(3)

### 注3 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、労働者派遣法に基づき、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。）の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



問3

### 注4 労働者派遣事業を行っている場合

登録型（派遣元事業所に希望する職種などの条件等を登録しておき、仕事の依頼を受けたときだけ、派遣元事業所と労働契約を結んで派遣先事業所で働く形態）の派遣労働者は労働者数に含めません。

登録型以外の形態で派遣先事業所へ派遣している派遣労働者は労働者数に含めません。

問3(1)

### 注5 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を設けずに雇われている労働者、定年までの場合を含めます。

### 注6 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者のことをいいます。

### 注7 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム勤務の労働者）のことをいいます。

### 注8 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいいます。

### 注9 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者）のことをいいます。

### 注10 派遣労働者（受け入れ）

「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者のことをいいます。



## 記入要領

問3 (1)

		雇用期間の定め無し(注5)		雇用期間の定め有り(注6)	
一般労働者 (注7)	男	A	△	C	△
	女				
長時間労働者 (注8)	男	B	△	D	△
	女				
臨時労働者 (注9)	いる	1	→	男	E
	いない	2			
派遣労働者 (注10)	いる	1	→	男	F
	いない	2			

問3 (1) と (2) の労働者数の関係

$$A + B + C + D + E = a + b + c + d + e + f + h$$

$$F = g$$

問3 (2)

		就業形態		労働者数	
正社員	A、Bのうち正社員・正職員等とされている者 (多様な正社員を含む)  うち、多様な正社員(職務、勤務地、勤務時間等が限定されている者)	男	a	男	人
		女		女	
出向社員	A～Dのうち他社から受け入れている出向社員	男	b	男	人
		女		女	
契約社員 (専門職)	C、D、Eのうち特定職種に従事し、専門能力の発揮を目的として雇用契約期間を定めて雇用されている者	男	c	男	人
		女		女	
嘱託社員 (再雇用者)	A～Eのうち定年退職者等を一定期間再雇用する目的で雇用されている者	男	d	男	人
		女		女	
パートタイム労働者	B、Dのうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者(b、c、dに該当する労働者を除く)	男	e	男	人
		女		女	
臨時労働者 (契約社員、嘱託社員を除く)	Eのうち、契約社員及び嘱託社員を除いた者	男	f	男	人
		女		女	
派遣労働者 (受け入れ)	Fと同じ	男	g	男	人
		女		女	
その他	A、Cのうち正社員以外の労働者(a、b、c、dに該当する労働者を除く。 <b>請負労働者</b> は入れないでください。)  うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週間の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男	h	男	人
		女		女	
		男		男	人
		女		女	人

問3(2) 正社員の区分

**正社員**：事業所と直接雇用関係のある労働者で雇用期間の定めが無い労働者のうち、正社員・正職員等とされている者(他企業への出向者などを除く)

— **いわゆる正社員(従来型の正社員)**：職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員

— **多様な正社員**：いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員  
(雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含まれます。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません)

\* 多様な正社員として以下のような例があります。

- ・ **職務限定正社員**：担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員
- ・ **勤務地限定正社員**：転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない正社員
- ・ **勤務時間限定正社員**：所定労働時間がフルタイムではない、あるいは残業が免除されている正社員

**注11 多様な正社員**

いわゆる正社員(職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員)と比べ、職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員のことをいいます。雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含まれます。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません。

**注12 契約社員(専門職)**

契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種をいいます。定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員(専門職)」としてください。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員(専門職)」としてください。

**注13 嘱託社員(再雇用者)**

グループ企業の退職者を含みます。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員(再雇用者)」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員(再雇用者)」としてください。

**注14 パートタイム労働者**

パートタイム労働者に該当するかどうかは、一定期間育児や介護等のため勤務時間を一時的に短縮している人(一定期間後、勤務時間が元に戻る場合)は本来の勤務時間で判断してください。

(2) 就業形態別、性別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。  
 (請負労働者は記入しないでください。 ※3頁裏面(注15)参照)

就業形態		労働者数						
a 正社員 ※5頁裏面(注19)参照	雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた正社員(多様な正社員(注11)、育児・介護休業中の正社員も含む)	男					人 24	
		女					人 25	
	うち、多様な正社員(注11) (例)「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」 「勤務時間限定正社員」など	男					人 26	
		女					人 27	
正社員以外の労働者	b 出向社員 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)	男					人 28	
		女					人 29	
	c 契約社員(専門職) (注12) 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者(以下、「契約社員」といいます。)	男					人 30	
		女					人 31	
	d 嘱託社員(再雇用者) (注13) 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者(以下、「嘱託社員」といいます。)	男					人 32	
		女					人 33	
	e パートタイム労働者 (注14) 常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者	男					人 34	
		女					人 35	
	f 臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く) 常用労働者に該当しない労働者(雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)のうち、契約社員及び嘱託社員を除いた者	男					人 36	
		女					人 37	
	g 派遣労働者(受け入れ) 「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者	男	問3(1)の派遣労働者に同じ(記入不要)					人
		女						人
h その他 上記以外の労働者(請負労働者を入れないでください。) うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男					人 38		
	女					人 39		
	男					人 40		
	女					人 41		

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	a	b	c	d	e	f	g	h
	正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者	その他
①対象労働者数								
②抽出率	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/
③抽出労働者数 (少数以下切上げ)								
④調査対象労働者数 (③又は上限12人)								

42

43

44

45

46

47

48

49

## 記入要領

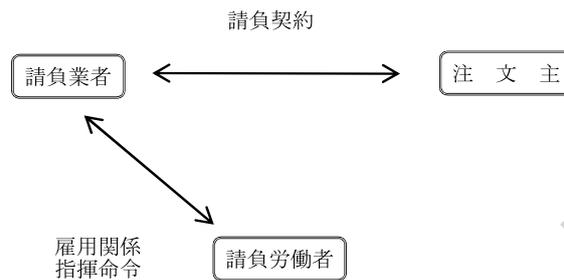
問4

### 注15 請負労働者

請負業者と雇用関係があり、請負業者から指揮命令を受けて就業する関係にあるが、注文主から指揮命令を受ける関係にない労働者です。本調査では貴事業所と雇用関係及び指揮命令関係はないが、貴事業所と同一場所にある敷地や社屋・構内等で就業しているすべての労働者をいいます。

例えば、警備、電話交換、清掃、給食受託業務に従事する者も該当すれば請負労働者になり、また、建物の修繕のために事業所内にいる労働者も該当すれば請負労働者になります。

ただし、請負契約を履行するためであっても、荷物の配送・集荷のように、一時的に貴事業所内に立ち寄った労働者は含めません。



問4 (2)

### 注16 物の製造

物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。



## 記入要領

問6

**注17 賃金**

基本給の他、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含めたものをいいます。

**注18 賃金以外の労務コスト**

健康保険等の事業主負担額、教育訓練・福利厚生関係等の費用をいいます。

SAMPLE

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問6 正社員以外の労働者を活用する理由は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パート タイム労働者	臨時労働者 (契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者 (受け入れ)	その他
正社員を確保できないため	01	01	01	01	01	01	01
正社員を重要業務に特化させるため	02	02	02	02	02	02	02
専門的業務に対応するため	03	03	03	03	03	03	03
即戦力・能力のある人材を確保するため	04	04	04	04	04	04	04
景気変動に応じて雇用量を調節するため	05	05	05	05	05	05	05
長い営業(操業)時間に対応するため	06	06	06	06	06	06	06
1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため	07	07	07	07	07	07	07
臨時・季節的業務量の変化に対応するため	08	08	08	08	08	08	08
賃金(注17)の節約のため	09	09	09	09	09	09	09
賃金以外の労務コスト(注18)の節約のため	10	10	10	10	10	10	10
高年齢者の再雇用対策のため	11	11	11	11	11	11	11
育児・介護休業の代替のため	12	12	12	12	12	12	12
その他	13	13	13	13	13	13	13
	59	60	61	62	63	64	65

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問7 正社員以外の労働者の活用上の問題点は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パート タイム労働者	臨時労働者 (契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者 (受け入れ)	その他
良質な人材の確保	01	01	01	01	01	01	01
定着性	02	02	02	02	02	02	02
仕事に対する責任感	03	03	03	03	03	03	03
時間外労働への対応	04	04	04	04	04	04	04
仕事に対する向上意欲	05	05	05	05	05	05	05
業務処理能力	06	06	06	06	06	06	06
正社員との職務分担	07	07	07	07	07	07	07
チームワーク	08	08	08	08	08	08	08
正社員との人間関係	09	09	09	09	09	09	09
その他	10	10	10	10	10	10	10
	66	67	68	69	70	71	72

## 記入要領

問 8

### 注19 正社員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた正社員をいいます。（多様な正社員（注22）、育児・介護休業中の正社員も含まれます。）

### 注20 社内教育訓練

会社を通じて受講する教育訓練で、計画的OJT及びOFF-JTのことをいいます（実施場所は会社の内外を問いません。）。

計画的OJTとは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいいます。

OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいいます。

### 注21 いわゆる正社員

職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員のことをいいます。

### 注22 多様な正社員

いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員のことをいいます。

育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません。

（例：「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」「勤務時間限定正社員」など）

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問8 貴事業所で就業形態別に適用される制度はどれですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

ただし、「いわゆる正社員への転換制度」及び「多様な正社員への転換制度」については、制度がなくても実態としてある場合も含めます。

	正社員 (注19)	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者 (契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者 (受け入れ)	その他
雇用保険		01	01	01	01	01		01
健康保険		02	02	02	02	02		02
厚生年金		03	03	03	03	03		03
企業年金	04	04	04	04	04	04		04
退職金制度	05	05	05	05	05	05		05
財形制度	06	06	06	06	06	06		06
賞与支給制度	07	07	07	07	07	07		07
福利厚生施設等の利用	08	08	08	08	08	08	08	08
社内教育訓練(注20)	09	09	09	09	09	09	09	09
自己啓発援助制度	10	10	10	10	10	10	10	10
昇進・昇格	11	11	11	11	11	11		11
いわゆる正社員(注21)への転換制度	12		12	12	12	12		12
多様な正社員(注22)への転換制度(育児・介護のみを理由とする短時間勤務を除く。)	13		13	13	13	13		13
	73	74	75	76	77	78	79	80

**これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。**

**記入が終わった調査票は、令和6年10月18日(金)までに  
同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。**

**※調査票をオンラインで提出する場合は、令和6年10月18日(金)までに、  
回答を送信してください。  
(紙調査票の返信は不要です)**





## 記 入 要 領

問 1 (3)

### 注 1 専修学校（専門課程）

専修学校で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人であり、専修学校（高等課程・一般課程）修了者はここには含めません。

専修学校（高等課程）を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでいう学歴には専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は除きます。

問 2

就業形態		この調査における定義
1	正社員	雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた、正社員をいいます。多様な正社員（職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員）も含まれます。（例：「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」「勤務時間限定正社員」など）
2	出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
3	契約社員 （専門職） （※1）	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいいます。
4	嘱託社員 （再雇用者） （※2）	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者
5	パートタイム 労働者	常用労働者（※3）のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者
6	臨時労働者 （契約社員、嘱託社員を除く）	常用労働者（※3）に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者）のうち、契約社員及び嘱託社員を除いた者
7	派遣労働者 （登録型）	「労働者派遣法（※4）」に基づく派遣元事業所から派遣された者 「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態をいいます。
8	派遣労働者 （登録型以外）	「労働者派遣法（※4）」に基づく派遣元事業所から派遣された者 「登録型」に該当しない派遣労働者
9	その他	上記以外の労働者（例えば、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じでパート、アルバイト等これに類する名称で呼ばれている者等）

#### ※1 契約社員 ※2 嘱託社員

定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としてください。

#### ※3 常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

#### ※4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受けている事業所をいいます。

- (5) あなたの生活は何によっていますか。該当するものを選んでください。  
 (該当するものがいくつかある場合は、最も収入の多いものを選んでください。)

あなた自身の収入	配偶者の収入	子どもの収入	親の収入	兄弟姉妹の収入	その他
1	2	3	4	5	6

11

問2 現在の就業形態についてお答えください。

- (1) あなたは、現在の会社ではどのような就業形態で働いていますか。  
 前頁裏面の「就業形態」を参照し、該当するものを選んでください。

正社員	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム 労働者	臨時労働者 (契約社員、 嘱託社員を 除く)	派遣労働者		その他
						登録型	登録型以外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

12

- (2) あなたは現在の会社に(1)でお答えいただいた就業形態でどれくらい在籍していますか。

派遣労働者の方は、派遣元での在籍期間(これまでに派遣労働者として雇用されてきた契約期間を合計した期間)についてお答えください。

3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年～ 20年未満	20年以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

13

- (3) あなたの現在の会社での労働契約は、雇用期間の定めがありますか。

口頭で伝えられた場合も含みます。  
 派遣労働者の方は、派遣元との雇用契約の期間についてお答えください。

雇用期間の定めがある	雇用期間の定めがない
1	2

14

※「雇用期間の定めがない」には定年までの雇用を含みます。

現在の労働契約における1回当たりの雇用期間はどのくらいですか。

年	か月
---	----

15

16

※雇用期間が1か月未満の場合は0か月と記入してください。

雇用期間を定めない雇用契約への変更を希望しますか。

はい	いいえ
1	2

17

問3 あなたの現在の会社での主たる職種は何ですか。

2頁裏面の「職種分類表」を参照し、該当するものを選んでください。

いくつもの職種を兼務している場合は、報酬の最も多い職種を、これにより難しい場合は、就業時間の最も長い職種を1つ選んでください。また、完全に当てはまるものがない場合は、近いと思われるものを選んでください。

管理的な仕事	専門的・ 技術的な 仕事	事務的な 仕事	販売の仕 事	サービ スの仕 事	保安の仕 事	生産工程 の仕事	輸送・機 械運 転の 仕事	建設・採 掘の仕 事	運搬・清 掃・包 装等 の仕事	その他 の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

18

上記で「その他の仕事」と回答した方は、その具体的内容を記載してください。

{ }

# 記入要領

問3

## 職種分類表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

問4は「契約」、「嘱託」、「派遣」、「パート」、「臨時」、「その他」の就業形態で働いている方がお答えください。

問4 現在の就業形態を選んだ理由は何ですか。該当する主なものを3つまで選んでください。

専門的な資格・技能を活かせるから	01
より収入の多い仕事に従事したかったから	02
自分の都合のよい時間に働けるから	03
勤務時間や労働日数が短いから	04
簡単な仕事で責任も少ないから	05
就業調整※(年収の調整や労働時間の調整)をしたいから	06
家計の補助、学費等を得たいから	07
自分で自由に使えるお金を得たいから	08
通勤時間が短いから	09
組織に縛られたくなかったから	10
正社員として働ける会社がなかったから	11
家庭の事情(家事・育児・介護等)と両立しやすいから	12
他の活動(趣味・学習等)と両立しやすいから	13
体力的に正社員として働けなかったから	14
その他【具体的に	15

19

※「就業調整」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整を行うことをいいます。

問5は在学中でない方がお答えください。

問5 あなたは、最終学校卒業後どのような就業形態で働いてきましたか。

現在の会社での就業形態を含め該当するものをすべて選んでください。

正社員	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム 労働者	臨時労働者 (契約社員、 嘱託社員を 除く)	派遣労働者		その他
						登録型	登録型以外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

20

正社員以外の就業形態(出向社員を除く)で働いた期間を通算するとどれくらいですか。  
(学生アルバイトの期間は除いてください。)

年 か月  
21                      22

※通算期間が1か月未満の場合は0か月と記入してください。

問6以降は全員がお答えください。

→ 次頁へ

記入要領

SAMPLE

問6 今後の働き方についてお答えください。(派遣労働者の方は派遣元の会社についてお答えください。)

(1) あなたは今後どのように働きたいと考えていますか。

現在の会社で働きたい	別の会社で働きたい	独立して事業を始めたい	仕事を辞めたい	その他
1	2	3	4	5

(2) 今後の就業形態はどのように考えていますか。

現在の就業形態を続けたい	他の就業形態に変わりたい								
	正社員	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者 (契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者		その他
							登録型	登録型以外	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

(3) 正社員になりたいと考える理由は何ですか。該当する主なものを**3つまで**選んでください。

より多くの収入を得たいから	1
正社員の方が雇用が安定しているから	2
キャリアを高めたいから	3
より経験を深め、視野を広げたいから	4
自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	5
専門的な資格・技能を活かしたいから	6
家庭の事情(家事・育児・介護等)の制約がなくなる(なくなった)から	7
その他	8

問7 現在の会社から支払われる賃金についてお答えください。

(1) あなたの賃金額を算定する際の基礎となるものは何ですか。

時間給	日給	週給	月給	年俸	その他
1	2	3	4	5	6

〔月払いでも、「時間単位」や「日単位」で賃金が計算されているときは、時間給や日給となります。〕

(2) あなた自身が令和6年9月の給与支給日に現在の会社から支払われた賃金総額(税込)はどれくらいでしたか。

支給なし	4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～12万円未満	12万円～14万円未満	14万円～16万円未満	16万円～18万円未満	18万円～20万円未満
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
20万円～22万円未満	22万円～24万円未満	24万円～26万円未満	26万円～28万円未満	28万円～30万円未満	30万円～35万円未満	35万円～40万円未満	40万円～45万円未満	45万円～50万円未満	50万円以上
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

〔9月1日～30日の間に現在の会社で支給された賃金をいいます。残業手当、休日手当、精皆勤手当等の通常月に支給される諸手当を含み、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額を記入してください。(特別に支給される賞与・一時金、特別手当は除いてください。)  
「支給なし」とは、9月分の給与算定期間より後に採用されるなど、9月の給与が支給されないことをいいます。〕

## 記入要領

問8(1)

**注2 所定内労働時間数**

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数をいいます。  
なお、休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除き、有給休暇取得分も除きます。

**注3 所定外労働時間数**

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいいます。

問9

**注4 いわゆる正社員**

職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員のことをいいます。

**注5 多様な正社員**

いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員のことをいいます。  
育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません。  
(例：「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」「勤務時間限定正社員」など)

問8 現在の会社でのあなたの実労働時間数についてお答えください。

(1) あなたの9月における平均的な1週間の実労働時間数はどれくらいですか。

働いていなかった	20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40～45時間未満	45～50時間未満	50～60時間未満	60時間以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

28

〔 実労働時間数は、所定内労働時間数(注2)と所定外労働時間数(注3)の合計をいいます。 〕

(2) 上記(1)の実労働時間数について、どのようにお考えですか。

今のままでよい	増やしたい	減らしたい	わからない
1	2	3	4

29

(3) あなたの希望する1週間の実労働時間数はどれくらいですか。

20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40～45時間未満	45～50時間未満	50～60時間未満	60時間以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

30

問9 現在の会社での各種制度についてお答えください。

(1) あなたは次の制度が適用されますか。もしくは施設の利用ができますか。

該当するものをすべて選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。なお、多様な正社員への転換制度には、育児・介護のみを理由とする短時間勤務は含みません。)

雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給制度	福利厚生施設等の利用	自己啓発援助制度	いわゆる正社員(注4)への転換制度	多様な正社員(注5)への転換制度
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

31

(2) 上記(1)で選択した制度等以外で、あなたが今後、適用を希望する制度、もしくは利用を希望する施設は何ですか。

該当するものをすべて選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。なお、多様な正社員への転換制度には、育児・介護のみを理由とする短時間勤務は含みません。)

雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給制度	福利厚生施設等の利用	自己啓発援助制度	いわゆる正社員(注4)への転換制度	多様な正社員(注5)への転換制度
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

32

## 記入要領

問10

**注6 職場の環境**

仕事をする場合での照明、空調、騒音、設備等人間関係以外の環境をいいます。

**注7 雇用の安定性**

雇用期間の定めのある労働者の方は、雇用期間内の状況のみでなく、契約更新等を含めた状況についてお答えください。

**注8 福利厚生**

食堂、休養施設、財形制度等労働者のための施設や制度をいいます。

**注9 職業生活全体**

この設問全体から見てお答えください。

問11

**注10 収入を伴う仕事**

「収入を伴う仕事」には、雇用契約による労働で賃金を得た場合だけでなく、会社役員、自営業主、自家営業の手伝い、内職など、雇用契約によらない仕事で収入を得た場合も含まれます。

なお、家族の人が自家営業を手伝った場合は、無給であっても「収入を伴う仕事」に含めてください。

**注11 自営業主等**

「自営業主等」には自営業主、内職、フリーランス、個人請負を含みます。

**注12 家族従業者**

自営業で仕事などを手伝っている家族をいいます。

問10 現在の満足度について、**項目ごとに該当するものを1つ**選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。

ただし、「\*」の項目については、派遣先の状況についてお答えください。)

満足度	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
仕事の内容・やりがい	1	2	3	4	5
賃金	1	2	3	4	5
*労働時間・休日等の労働条件	1	2	3	4	5
人事評価・処遇のあり方	1	2	3	4	5
*職場の環境(照明、空調、騒音等)(注6)	1	2	3	4	5
*正社員との人間関係、コミュニケーション	1	2	3	4	5
*正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション	1	2	3	4	5
*職場での指揮命令系統の明確性	1	2	3	4	5
雇用の安定性(注7)	1	2	3	4	5
福利厚生(注8)	1	2	3	4	5
教育訓練・能力開発のあり方	1	2	3	4	5
職業生活全体(注9)	1	2	3	4	5

問11 あなたは、令和6年9月の1か月間に、現在の会社(この調査票を手渡された会社)とは別に、収入を伴う仕事(注10)をしましたか。

現在の会社とは別に収入を伴う仕事をした場合には、その仕事の就業形態に該当するものを**1つ**選んでください。

(現在の会社とは別の収入を伴う仕事複数ある場合は、もっとも収入の多い仕事に該当する就業形態を1つ選んでください。)

した					しなかった
正社員	正社員以外の労働者	会社などの役員	自営業主等(注11)	家族従業者(注12)	
1	2	3	4	5	6

**これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。**

**記入が終わった調査票は、令和6年11月30日(土)までに  
同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。**

**※調査票をオンラインで提出する場合は、令和6年11月30日(土)までに、  
回答を送信してください。  
(紙調査票の返信は不要です)**





(個人票)

★・・・集計項目    ●・・・表頭    ○・・・表側    ☆・・・表別

統計原表番号	報告書統計表番号	集計項目 労働者	事業所の属性			問1							問2			
			都道府県番号	産業分類番号	事業所規模	(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(1)	(2)	(3)
						性別	年齢階級	最終学歴・在学の状況	同居の有無	同居家族の続柄(複数回答)	同居している子どもの人数	末子の年齢階級	主な収入源	就業形態	在籍期間	雇用契約期間の定めの有無
1	1 個人調査参考付表	★				☆	○	○					○	●	○	○
2	2	★				☆	●	○	○	○			○	○		
3	3	★				☆	○	●						☆○		
4	4	★				☆	○		●	●			○	☆○		
5	5	★				☆	○			●			○	☆○		
6	6	★				☆	○		○	○	●		○	○		○
7	7	★				☆	○		○	○	○	●	○	○		○
8	8	★				☆	○	○	○	○			●	☆○		○
9	10	★				☆	○	○	○	○			○	○		
10	11	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○	●	○
11	12	★		○	○	☆	○	○	○	○			○	☆○		●
12	13	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	○		○●
13	9	★				☆	○	○	○	○			○	☆○	○	○
14	14	★				☆	○	○	○	○			○	☆○	○	○
15	15	★				☆	○	○	○	○			○	☆○	○	○
16	16	★				☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○
17	17	★				☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○
18	18	★				☆	○	○	○	○	○		○	○	○	○
19	19	★		○	○	☆	○	○						☆○		
特20	20	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○
20		★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○
21	21	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○		
22	22	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○		
23	23	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○		
24	24-2	★		○	○									☆	○	○
25	25-2	★		○	○									☆	○	○
26	24-1	★				☆	○	○						☆○	○	○
27	25-1	★				☆	○	○						☆○	○	○
28	27	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○
29	26	★		○	○	☆	○	○	○	○	○		○	☆○	○	○

問2		問3	問4	問5		問6			問7		問8			問9		問10		問11
(3)	(1)			(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	現在の満足度	満足度 D. I.	現在の会社以外の収入を伴う 仕事の有無・就業形態	
○		○																
		○		○	○													
		○		○	○													
		○																
○		○								○								
○		○								○								
○		○								○								
		○	●															
	○	○																
●		○																
○	●	○	○															
○		●								○								
○				●						○								
○					●					○								
○	○	○		○	○	●				○								
○		○		○	○					○								
		○							●									
○		○								●	○							
○		○								●	○							
		○	○								●							
		○	○							○	○	●						
		○	○							○	○		●					
○		○								○			●					
○		○								○			●					
○		○	○	○	○				○	○			●					●
○		○	○	○	○				○	○					☆●	☆●		

### 13 事業所調査及び個人調査抽出率表

#### (1) 事業所調査抽出率表

産業区分		事業所の常用労働者数				
		1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
C	鉱業，採石業，砂利採取業	—	1/1	1/1	1/1	1/4
D	建設業	1/1	1/1	1/7	1/53	1/563
E-1	消費関連製造業	1/1	1/3	1/14	1/46	1/185
E-2	素材関連製造業	1/1	1/4	1/15	1/56	1/218
E-3	機械関連製造業	1/2	1/6	1/17	1/48	1/150
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/1	1/2	1/6	1/18
G	情報通信業	1/1	1/4	1/11	1/31	1/94
H	運輸業，郵便業	1/1	1/3	1/18	1/90	1/247
I-1	卸売業	1/1	1/3	1/12	1/68	1/510
I-2	小売業	1/1	1/3	1/22	1/120	1/1184
J	金融業，保険業	1/1	1/2	1/5	1/34	1/157
K	不動産業，物品賃貸業	1/1	1/1	1/4	1/16	1/165
L	学術研究，専門・技術サービス業	1/1	1/3	1/8	1/31	1/213
M	宿泊業，飲食サービス業	1/1	1/1	1/6	1/84	1/720
N	生活関連サービス業，娯楽業	1/1	1/1	1/5	1/35	1/271
O	教育，学習支援業	1/1	1/3	1/10	1/113	1/260
P	医療，福祉	1/2	1/9	1/33	1/180	1/990
Q	複合サービス事業	1/1	1/1	1/3	1/5	1/65
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/1	1/8	1/28	1/84	1/346

※調査対象事業所数を母集団事業所数で割って算出した。

※抽出率の分母は小数点以下を四捨五入して表示している。



## II 利用上の注意

### 1 調査結果利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。
- (2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。
- (3) 表章記号について
  - ① 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
  - ② 「-」は、該当数値がないことを示す。
- (4) 「派遣労働者」の内訳について、前回の令和元年調査は「派遣労働者（登録型）」、「派遣労働者（常時雇用型）」としていたが、今回の調査では「派遣労働者（登録型）」、「派遣労働者（登録型以外）」としている。

### 2 主な用語の定義・解説

#### 〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

#### (1) 常用労働者

次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

事業所規模は、事業所における常用労働者数により区分している。

#### (2) 就業形態

この調査では、労働者を「正社員」、「出向社員」、「契約社員（専門職）」、「嘱託社員（再雇用者）」、「パートタイム労働者」、「臨時労働者」、「派遣労働者（受け入れ）」、「その他」の8つの就業形態に区分している。

また、「正社員」以外の7つの区分の労働者を合わせて「正社員以外の労働者」という。

就業形態	
正社員	事業所と直接雇用関係のある労働者で雇用期間の定めが無い労働者のうち、正社員・正職員等とされている者(他企業への出向者などを除く。)
	いわゆる正社員 職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員
	多様な正社員 いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員(雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含む。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含まない。)
正社員以外の労働者	出向社員 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない。)
	契約社員(専門職) 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種をいう。 注1)「嘱託社員(再雇用者)」であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としている。 注2)「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としている。
	嘱託社員(再雇用者) 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者 注) グループ企業の退職者を含む。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員(再雇用者)」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としている。
	パートタイム労働者 常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者 注1) 勤務時間限定正社員は、「多様な正社員」としている。 注2) パートタイム労働者に該当するかどうかは、一定期間育児や介護等のため勤務時間を一時的に短縮している人(一定期間後、勤務時間が元に戻る場合)は本来の勤務時間で判断している。
	臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者で、雇用契約期間が日々又は1か月未満の者
	派遣労働者(受け入れ) 「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者
	その他 上記以外の労働者(フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者を含む。)

## (3) 職種分類表

## 職 種 分 類 表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。